

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第5章 果樹等及び立竹木 第2節 立 竹 木 (森林の主要樹種の立木の評価) 113 森林の主要樹種(杉及びひのきをいう。以下同じ。)の立木の価額は、次項から116((標準伐期))までの定めに従い算出した別表2の「主要樹種の森林の立木の標準価額表等」に掲げる価額(主要樹種のうち別表2に定めるもの以外のものにあつては国税局長の定める価額とする。)に基づく標準価額にその森林について地味級(地味の肥せき)、立木度(立木の密度)及び地利級(立木の搬出の便否)に応じてそれぞれ別に定める割合を連乗して求めた金額に、その森林の地積を乗じて計算した金額によって評価する。この場合において、岩石、がけ崩れ等による不利用地があるときは、その不利用地の地積を除外した地積をもってその森林の地積とする。 (森林の主要樹種の立木の標準価額) 115 113((森林の主要樹種の立木の評価))の「標準価額」は、次に掲げる樹齢別の区分に従い、それぞれ次に掲げる1ヘクタール当たりの価額とする。 (1) (省 略) (2) 標準伐期に達するまでの立木 イ (省 略) ロ 樹齢1年を超えm年未満の立木(「m」の値は、杉は<u>37</u>、ひのきは<u>33</u>とする。以下同じ。) 次に掲げる算式により算出した金額 $A_i = C \times 1.001^{i-1} + \text{補助金相当額} \times \frac{\text{m年の標準価額}}{\text{標準伐期の標準価額}} \times \frac{(i-1)^2}{(m-1)^2}$ 上の算式中の「A_i」、「C」、「補助金相当額」、「m年の標準価額」及び「標準伐期の標準価額」は、それぞれ次による。 A_i = 樹齢 i 年(1年を超えm年未満)における立木の標準価額	第5章 果樹等及び立竹木 第2節 立 竹 木 (森林の主要樹種の立木の評価) 113 森林の主要樹種(杉、<u>ひのき</u>、<u>松</u>、<u>くぬぎ</u>及び<u>雑木</u>をいう。以下同じ。)の立木の価額は、次項から116((標準伐期))までの定めに従い算出した別表2の「主要樹種の森林の立木の標準価額表等」に掲げる価額(主要樹種のうち別表2に定めるもの以外のものにあつては国税局長の定める価額とする。)に基づく標準価額にその森林について地味級(地味の肥せき)、立木度(立木の密度)及び地利級(立木の搬出の便否)に応じてそれぞれ別に定める割合を連乗して求めた金額に、その森林の地積を乗じて計算した金額によって評価する。この場合において、岩石、がけ崩れ等による不利用地があるときは、その不利用地の地積を除外した地積をもってその森林の地積とする。 (森林の主要樹種の立木の標準価額) 115 113((森林の主要樹種の立木の評価))の「標準価額」は、次に掲げる樹齢別の区分に従い、それぞれ次に掲げる1ヘクタール当たりの価額とする。 (1) (同 左) (2) 標準伐期に達するまでの立木 イ (同 左) ロ 樹齢1年を超えm年未満の立木(「m」の値は、杉は<u>39</u>、ひのきは<u>32</u>、<u>松</u>は<u>46</u>、<u>くぬぎ</u>及び<u>雑木</u>は<u>10</u>とする。以下同じ。) 次に掲げる算式により算出した金額 $A_i = C \times 1.001^{i-1} + \text{補助金相当額} \times \frac{\text{m年の標準価額}}{\text{標準伐期の標準価額}} \times \frac{(i-1)^2}{(m-1)^2}$ 上の算式中の「A_i」、「C」、「補助金相当額」、「m年の標準価額」及び「標準伐期の標準価額」は、それぞれ次による。 A_i = 樹齢 i 年(1年を超えm年未満)における立木の標準価額

改 正 後	改 正 前																																																																																
C＝上記イの(イ)から(ホ)に掲げる費用の額（ただし、(ホ)についてはその費用の全額とする。）からその費用について国及び地方公共団体から交付される補助金の額に相当する金額を控除した金額の 100 分の 70 に相当する金額 補助金相当額＝Cの金額を計算する場合に控除した補助金の額に相当する金額の 100 分の 70 に相当する金額 m年の標準価額＝下記ハの標準価額 標準伐期の標準価額＝別表 2（主要樹種の森林の立木の標準価額表等）の「6 標準伐期にある森林の立木の標準価額表」を基として算出した金額ハ及びニ（省 略） (3) 標準伐期を超える樹齢の立木 イ 標準伐期を超え標準伐期の 2 倍の樹齢までの立木 (1)により定めた標準価額を基とし、その樹齢に応ずる年 <u>1.5</u>%の利率による複利終価の額を基として定める価額 ロ 標準伐期の 2 倍を超える樹齢の立木 事情精通者の意見を参酌して定める価額	C＝上記イの(イ)から(ホ)に掲げる費用の額（ただし、(ホ)についてはその費用の全額とする。）からその費用について国及び地方公共団体から交付される補助金の額に相当する金額を控除した金額の 100 分の 70 に相当する金額 補助金相当額＝Cの金額を計算する場合に控除した補助金の額に相当する金額の 100 分の 70 に相当する金額 m年の標準価額＝下記ハの標準価額 標準伐期の標準価額＝別表 2（主要樹種の森林の立木の標準価額表等）の「6 標準伐期にある森林の立木の標準価額表」を基として算出した金額ハ及びニ（同 左） (3) 標準伐期を超える樹齢の立木 イ 標準伐期を超え標準伐期の 2 倍の樹齢までの立木 (1)により定めた標準価額を基とし、その樹齢に応ずる年 <u>2</u>%の利率による複利終価の額を基として定める価額 ロ 標準伐期の 2 倍を超える樹齢の立木 事情精通者の意見を参酌して定める価額																																																																																
(標準伐期) 116 次に掲げる林業地帯における森林の立木のうち、杉<u>及び</u>ひのきについての標準伐期は、次に掲げるところによる。 <table><tr><th rowspan="2">国税局名</th><th rowspan="2">都道府県名</th><th rowspan="2">林業地帯名</th><th colspan="2">標準伐期</th></tr><tr><th>杉</th><th>ひのき</th></tr><tr><td rowspan="4">東京</td><td rowspan="4">東京 神奈川 千葉 山梨</td><td>多摩</td><td><u>65</u> 年</td><td><u>70</u> 年</td></tr><tr><td>神奈川</td><td><u>65</u></td><td><u>70</u></td></tr><tr><td>千葉北部</td><td><u>65</u></td><td><u>70</u></td></tr><tr><td>富士川上流</td><td><u>65</u></td><td><u>75</u></td></tr><tr><td rowspan="4">関東信越</td><td rowspan="4">埼玉 茨城 栃木 群馬</td><td>埼玉</td><td><u>70</u></td><td><u>75</u></td></tr><tr><td>八溝多賀</td><td><u>70</u></td><td><u>75</u></td></tr><tr><td>渡良瀬川</td><td><u>70</u></td><td><u>75</u></td></tr><tr><td>西毛</td><td><u>70</u></td><td><u>75</u></td></tr></table>	国税局名	都道府県名	林業地帯名	標準伐期		杉	ひのき	東京	東京 神奈川 千葉 山梨	多摩	<u>65</u> 年	<u>70</u> 年	神奈川	<u>65</u>	<u>70</u>	千葉北部	<u>65</u>	<u>70</u>	富士川上流	<u>65</u>	<u>75</u>	関東信越	埼玉 茨城 栃木 群馬	埼玉	<u>70</u>	<u>75</u>	八溝多賀	<u>70</u>	<u>75</u>	渡良瀬川	<u>70</u>	<u>75</u>	西毛	<u>70</u>	<u>75</u>	(標準伐期) 116 次に掲げる林業地帯における森林の立木のうち、杉、<u>ひのき及び</u>松（<u>北海道にあつては、とど松</u>）についての標準伐期は、次に掲げるところによる。 <table><tr><th rowspan="2">国税局名</th><th rowspan="2">都道府県名</th><th rowspan="2">林業地帯名</th><th colspan="3">標準伐期</th></tr><tr><th>杉</th><th>ひのき</th><th>松</th></tr><tr><td rowspan="4">東京</td><td rowspan="4">東京 神奈川 千葉 山梨</td><td>多摩</td><td><u>55</u> 年</td><td><u>60</u> 年</td><td><u>55</u> 年</td></tr><tr><td>神奈川</td><td><u>55</u></td><td><u>60</u></td><td><u>55</u></td></tr><tr><td>千葉北部</td><td><u>55</u></td><td><u>60</u></td><td><u>55</u></td></tr><tr><td>富士川上流</td><td><u>55</u></td><td><u>65</u></td><td><u>55</u></td></tr><tr><td rowspan="4">関東信越</td><td rowspan="4">埼玉 茨城 栃木 群馬</td><td>埼玉</td><td><u>60</u></td><td><u>65</u></td><td><u>55</u></td></tr><tr><td>八溝多賀</td><td><u>60</u></td><td><u>65</u></td><td><u>55</u></td></tr><tr><td>渡良瀬川</td><td><u>60</u></td><td><u>65</u></td><td><u>55</u></td></tr><tr><td>西毛</td><td><u>60</u></td><td><u>65</u></td><td><u>55</u></td></tr></table>	国税局名	都道府県名	林業地帯名	標準伐期			杉	ひのき	松	東京	東京 神奈川 千葉 山梨	多摩	<u>55</u> 年	<u>60</u> 年	<u>55</u> 年	神奈川	<u>55</u>	<u>60</u>	<u>55</u>	千葉北部	<u>55</u>	<u>60</u>	<u>55</u>	富士川上流	<u>55</u>	<u>65</u>	<u>55</u>	関東信越	埼玉 茨城 栃木 群馬	埼玉	<u>60</u>	<u>65</u>	<u>55</u>	八溝多賀	<u>60</u>	<u>65</u>	<u>55</u>	渡良瀬川	<u>60</u>	<u>65</u>	<u>55</u>	西毛	<u>60</u>	<u>65</u>	<u>55</u>
国税局名				都道府県名	林業地帯名	標準伐期																																																																											
	杉	ひのき																																																																															
東京	東京 神奈川 千葉 山梨	多摩	<u>65</u> 年	<u>70</u> 年																																																																													
		神奈川	<u>65</u>	<u>70</u>																																																																													
		千葉北部	<u>65</u>	<u>70</u>																																																																													
		富士川上流	<u>65</u>	<u>75</u>																																																																													
関東信越	埼玉 茨城 栃木 群馬	埼玉	<u>70</u>	<u>75</u>																																																																													
		八溝多賀	<u>70</u>	<u>75</u>																																																																													
		渡良瀬川	<u>70</u>	<u>75</u>																																																																													
		西毛	<u>70</u>	<u>75</u>																																																																													
国税局名	都道府県名	林業地帯名	標準伐期																																																																														
			杉	ひのき	松																																																																												
東京	東京 神奈川 千葉 山梨	多摩	<u>55</u> 年	<u>60</u> 年	<u>55</u> 年																																																																												
		神奈川	<u>55</u>	<u>60</u>	<u>55</u>																																																																												
		千葉北部	<u>55</u>	<u>60</u>	<u>55</u>																																																																												
		富士川上流	<u>55</u>	<u>65</u>	<u>55</u>																																																																												
関東信越	埼玉 茨城 栃木 群馬	埼玉	<u>60</u>	<u>65</u>	<u>55</u>																																																																												
		八溝多賀	<u>60</u>	<u>65</u>	<u>55</u>																																																																												
		渡良瀬川	<u>60</u>	<u>65</u>	<u>55</u>																																																																												
		西毛	<u>60</u>	<u>65</u>	<u>55</u>																																																																												

改 正 後					改 正 前					
	長野 新潟	伊那谷 下越	<u>70</u> <u>70</u>	<u>75</u> <u>75</u>		長野 新潟	伊那谷 下越	<u>60</u> <u>60</u>	<u>65</u> <u>65</u>	<u>55</u> <u>55</u>
大阪	大阪	大阪	<u>70</u>	<u>75</u>	大阪	大阪	大阪	<u>60</u>	<u>65</u>	<u>55</u>
	京都	由良川	<u>70</u>	<u>75</u>		京都	由良川	<u>60</u>	<u>65</u>	<u>55</u>
	兵庫	揖保川	<u>70</u>	<u>75</u>		兵庫	揖保川	<u>60</u>	<u>65</u>	<u>55</u>
	奈良	吉野	<u>70</u>	<u>75</u>		奈良	吉野	<u>60</u>	<u>65</u>	<u>55</u>
	和歌山	紀南	<u>70</u>	<u>70</u>		和歌山	紀南	<u>60</u>	<u>60</u>	<u>55</u>
	滋賀	湖南	<u>70</u>	<u>75</u>		滋賀	湖南	<u>60</u>	<u>65</u>	<u>55</u>
札幌	北海道	網走東部	—	—	札幌	北海道	網走東部	—	—	<u>80</u>
仙台	宮城	宮城北部	<u>70</u>	<u>75</u>	仙台	宮城	宮城北部	<u>60</u>	<u>65</u>	<u>55</u>
	岩手	北上川中流	<u>70</u>	<u>75</u>		岩手	北上川中流	<u>60</u>	<u>65</u>	<u>55</u>
	福島	阿武隈川	<u>70</u>	—		福島	阿武隈川	<u>60</u>	—	—
		磐城	—	<u>75</u>			磐城	—	<u>65</u>	<u>55</u>
	青森	三八上北	<u>70</u>	—		青森	三八上北	<u>60</u>	—	<u>60</u>
	秋田	子吉川	<u>70</u>	—		秋田	子吉川	<u>60</u>	—	<u>60</u>
	山形	最上村上	<u>70</u>	—		山形	最上村上	<u>60</u>	—	<u>60</u>
名古屋	愛知	東三河	<u>70</u>	<u>75</u>	名古屋	愛知	東三河	<u>60</u>	<u>65</u>	<u>55</u>
	静岡	天竜	<u>70</u>	<u>75</u>		静岡	天竜	<u>60</u>	<u>65</u>	<u>55</u>
	三重	北伊勢	<u>70</u>	<u>75</u>		三重	北伊勢	<u>60</u>	<u>65</u>	<u>55</u>
	岐阜	飛驒川	<u>70</u>	<u>75</u>		岐阜	飛驒川	<u>60</u>	<u>65</u>	<u>55</u>
金沢	石川	能登	<u>70</u>	—	金沢	石川	能登	<u>60</u>	—	<u>55</u>
	福井	越前	<u>70</u>	—		福井	越前	<u>60</u>	—	<u>55</u>
	富山	庄川	<u>70</u>	—		富山	庄川	<u>60</u>	—	<u>55</u>
広島	広島	江の川上流	<u>70</u>	<u>75</u>	広島	広島	江の川上流	<u>60</u>	<u>65</u>	<u>55</u>
	山口	岩徳	<u>70</u>	<u>75</u>		山口	岩徳	<u>60</u>	<u>65</u>	<u>55</u>
	岡山	旭川	<u>70</u>	<u>75</u>		岡山	旭川	<u>60</u>	<u>65</u>	<u>55</u>
	鳥取	千代川	<u>70</u>	<u>75</u>		鳥取	千代川	<u>60</u>	<u>65</u>	<u>55</u>
	島根	斐伊川	<u>70</u>	<u>75</u>		島根	斐伊川	<u>60</u>	<u>65</u>	<u>55</u>
	香川	香川	<u>65</u>	<u>75</u>		香川	香川	<u>55</u>	<u>65</u>	<u>55</u>

改 正 後						改 正 前						
	高松	愛媛	今治松山	65	75		高松	愛媛	今治松山	55	65	55
		徳島	那賀・海部川	65	75			徳島	那賀・海部川	55	65	50
		高知	高知	65	70			高知	高知	55	60	50
	福岡	福岡	筑後・矢部川	60	70		福岡	福岡	筑後・矢部川	50	60	50
		佐賀	佐賀東部	60	70			佐賀	佐賀東部	50	60	50
		長崎	長崎北部	60	70			長崎	長崎北部	50	60	50
	熊本	熊本	球磨川	60	70		熊本	熊本	球磨川	50	60	50
		大分	大分西部	60	70			大分	大分西部	50	60	—
			大分北部	—	—				大分北部	—	—	50
		鹿児島	北薩	60	70			鹿児島	北薩	50	60	50
	宮崎	大淀川	60	70		宮崎	大淀川	50	60	50		

(森林の主要樹種以外の立木の評価)

117 森林の主要樹種以外の立木の価額は、原則として、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価する。ただし、115((森林の主要樹種の立木の標準価額))の標準価額を基として国税局長が標準価額を定めている樹種に係る立木の価額は、国税局長の定める標準価額に、その森林について地味級、立木度及び地利級に応じてそれぞれ別に定める割合を連乗して求めた金額にその森林の地積を乗じて計算した金額によって評価する。この場合において、岩石、がけ崩れ等による不利用地があるときは、その不利用地の地積を除外した地積をもってその森林の地積とする。

(地味級)

118 113((森林の主要樹種の立木の評価))又は前項の定めにより立木の評価を行う場合における地味の割合は、原則として、樹種に応じ、それぞれ次に掲げる地味級判定表に掲げる割合(次に掲げる地味級判定表に定めていない樹種又は樹齢の立木については、原則として、1.0)とする。ただし、植栽本数、間伐回数等を著しく異にする林業地帯又は立木の生育度合を異にする林業地帯にある立木で次に掲げる地味級判定表に掲げる地味級の割合によることが不適当であるものについては、国税局長の定める割合(必要に応じて作成する地味級判定表を含む。)によることができる。

	高松	愛媛	今治松山	55	65	55		高松	愛媛	今治松山	55	65	55
		徳島	那賀・海部川	55	65	50			徳島	那賀・海部川	55	65	50
		高知	高知	55	60	50			高知	高知	55	60	50
	福岡	福岡	筑後・矢部川	50	60	50		福岡	福岡	筑後・矢部川	50	60	50
		佐賀	佐賀東部	50	60	50			佐賀	佐賀東部	50	60	50
		長崎	長崎北部	50	60	50			長崎	長崎北部	50	60	50
	熊本	熊本	球磨川	50	60	50		熊本	熊本	球磨川	50	60	50
		大分	大分西部	50	60	—			大分	大分西部	50	60	—
			大分北部	—	—	50				大分北部	—	—	50
		鹿児島	北薩	50	60	50			鹿児島	北薩	50	60	50
	宮崎	大淀川	50	60	50		宮崎	大淀川	50	60	50		

(森林の主要樹種以外の立木の評価)

117 森林の主要樹種以外の立木の価額は、樹種ごとに、115((森林の主要樹種の立木の標準価額))の標準価額を基として国税局長の定める標準価額に、その森林について地味級、立木度及び地利級に応じてそれぞれ別に定める割合を連乗して求めた金額にその森林の地積を乗じて計算した金額によって評価する。この場合において、岩石、がけ崩れ等による不利用地があるときは、その不利用地の地積を除外した地積をもってその森林の地積とする。

(地味級)

118 113((森林の主要樹種の立木の評価))又は前項の定めにより立木の評価を行う場合における地味の割合は、原則として、樹種に応じ、それぞれ次に掲げる地味級判定表に掲げる割合(次に掲げる地味級判定表に定めていない樹種又は樹齢の立木については、原則として、1.0)とする。ただし、植栽本数、間伐回数等を著しく異にする林業地帯又は立木の生育度合を異にする林業地帯にある立木で次に掲げる地味級判定表に掲げる地味級の割合によることが不適当であるものについては、国税局長の定める割合(必要に応じて作成する地味級判定表を含む。)によることができる。

改正後	改正前																																																												
(1)及び(2) (省 略)	(1)及び(2) (同 左)																																																												
(3) (削 除)	(3) 松の平均1本当たりの立木材積による地味級判定表 <table><tr><th> 地味級 樹齡 </th><th>上 級</th><th>中 級</th><th>下 級</th></tr><tr><td>年</td><td>m³超</td><td>m³以下 m³以上</td><td>m³未満</td></tr><tr><td>15(14～17)</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td></tr><tr><td>20(18～22)</td><td>0.11</td><td>0.11～0.08</td><td>0.08</td></tr><tr><td>25(23～27)</td><td>0.15</td><td>0.15～0.11</td><td>0.11</td></tr><tr><td>30(28～32)</td><td>0.19</td><td>0.19～0.14</td><td>0.14</td></tr><tr><td>35(33～37)</td><td>0.24</td><td>0.24～0.17</td><td>0.17</td></tr><tr><td>40(38～42)</td><td>0.27</td><td>0.27～0.19</td><td>0.19</td></tr><tr><td>45(43～47)</td><td>0.31</td><td>0.31～0.22</td><td>0.22</td></tr><tr><td>50(48～52)</td><td>0.33</td><td>0.33～0.23</td><td>0.23</td></tr><tr><td>55(53～57)</td><td>0.36</td><td>0.36～0.25</td><td>0.25</td></tr><tr><td>60(58～62)</td><td>0.39</td><td>0.39～0.27</td><td>0.27</td></tr><tr><td>65(63～67)</td><td>0.41</td><td>0.41～0.29</td><td>0.29</td></tr><tr><td>70(68～70)</td><td>0.42</td><td>0.42～0.30</td><td>0.30</td></tr><tr><td>地味級の割合</td><td>1.3</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr></table>	地味級 樹齡	上 級	中 級	下 級	年	m ³ 超	m ³ 以下 m ³ 以上	m ³ 未満	15(14～17)	二	二	二	20(18～22)	0.11	0.11～0.08	0.08	25(23～27)	0.15	0.15～0.11	0.11	30(28～32)	0.19	0.19～0.14	0.14	35(33～37)	0.24	0.24～0.17	0.17	40(38～42)	0.27	0.27～0.19	0.19	45(43～47)	0.31	0.31～0.22	0.22	50(48～52)	0.33	0.33～0.23	0.23	55(53～57)	0.36	0.36～0.25	0.25	60(58～62)	0.39	0.39～0.27	0.27	65(63～67)	0.41	0.41～0.29	0.29	70(68～70)	0.42	0.42～0.30	0.30	地味級の割合	1.3	1.0	0.6
地味級 樹齡	上 級	中 級	下 級																																																										
年	m ³ 超	m ³ 以下 m ³ 以上	m ³ 未満																																																										
15(14～17)	二	二	二																																																										
20(18～22)	0.11	0.11～0.08	0.08																																																										
25(23～27)	0.15	0.15～0.11	0.11																																																										
30(28～32)	0.19	0.19～0.14	0.14																																																										
35(33～37)	0.24	0.24～0.17	0.17																																																										
40(38～42)	0.27	0.27～0.19	0.19																																																										
45(43～47)	0.31	0.31～0.22	0.22																																																										
50(48～52)	0.33	0.33～0.23	0.23																																																										
55(53～57)	0.36	0.36～0.25	0.25																																																										
60(58～62)	0.39	0.39～0.27	0.27																																																										
65(63～67)	0.41	0.41～0.29	0.29																																																										
70(68～70)	0.42	0.42～0.30	0.30																																																										
地味級の割合	1.3	1.0	0.6																																																										
(4) (削 除)	(4) くぬぎの1ヘクタール当たりの立木材積による地味級判定表 <table><tr><th> 地味級 樹齡 </th><th>上 級</th><th>中 級</th><th>下 級</th></tr><tr><td>年</td><td>m³超</td><td>m³以下 m³以上</td><td>m³未満</td></tr><tr><td>5(3～7)</td><td>13</td><td>13～7</td><td>7</td></tr><tr><td>10(8～10)</td><td>41</td><td>41～22</td><td>22</td></tr><tr><td>12(11～13)</td><td>51</td><td>51～28</td><td>28</td></tr><tr><td>15(14～17)</td><td>62</td><td>62～33</td><td>33</td></tr><tr><td>20(18～22)</td><td>69</td><td>69～37</td><td>37</td></tr><tr><td>25(23～25)</td><td>78</td><td>78～42</td><td>42</td></tr><tr><td>地味級の割合</td><td>1.3</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr></table>	地味級 樹齡	上 級	中 級	下 級	年	m ³ 超	m ³ 以下 m ³ 以上	m ³ 未満	5(3～7)	13	13～7	7	10(8～10)	41	41～22	22	12(11～13)	51	51～28	28	15(14～17)	62	62～33	33	20(18～22)	69	69～37	37	25(23～25)	78	78～42	42	地味級の割合	1.3	1.0	0.6																								
地味級 樹齡	上 級	中 級	下 級																																																										
年	m ³ 超	m ³ 以下 m ³ 以上	m ³ 未満																																																										
5(3～7)	13	13～7	7																																																										
10(8～10)	41	41～22	22																																																										
12(11～13)	51	51～28	28																																																										
15(14～17)	62	62～33	33																																																										
20(18～22)	69	69～37	37																																																										
25(23～25)	78	78～42	42																																																										
地味級の割合	1.3	1.0	0.6																																																										

改 正 後	改 正 前																																																
(5) (削 除)	(5) 雑木の1ヘクタール当たりの立木材積による地味級判定表 <table><tr><th> 地味級 樹齡 </th><th>上 級</th><th>中 級</th><th>下 級</th></tr><tr><td>年</td><td>m³超</td><td>m³以下 m³以上</td><td>m³未満</td></tr><tr><td>10(8～12)</td><td>26</td><td>26～14</td><td>14</td></tr><tr><td>15(13～17)</td><td>51</td><td>51～28</td><td>28</td></tr><tr><td>20(18～22)</td><td>86</td><td>86～46</td><td>46</td></tr><tr><td>25(23～27)</td><td>116</td><td>116～63</td><td>63</td></tr><tr><td>30(28～32)</td><td>146</td><td>146～79</td><td>79</td></tr><tr><td>35(33～37)</td><td>172</td><td>172～93</td><td>93</td></tr><tr><td>40(38～42)</td><td>195</td><td>195～105</td><td>105</td></tr><tr><td>45(43～47)</td><td>213</td><td>213～115</td><td>115</td></tr><tr><td>50(48～50)</td><td>229</td><td>229～123</td><td>123</td></tr><tr><td>地味級の割合</td><td>1.3</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr></table>	地味級 樹齡	上 級	中 級	下 級	年	m ³ 超	m ³ 以下 m ³ 以上	m ³ 未満	10(8～12)	26	26～14	14	15(13～17)	51	51～28	28	20(18～22)	86	86～46	46	25(23～27)	116	116～63	63	30(28～32)	146	146～79	79	35(33～37)	172	172～93	93	40(38～42)	195	195～105	105	45(43～47)	213	213～115	115	50(48～50)	229	229～123	123	地味級の割合	1.3	1.0	0.6
地味級 樹齡	上 級	中 級	下 級																																														
年	m ³ 超	m ³ 以下 m ³ 以上	m ³ 未満																																														
10(8～12)	26	26～14	14																																														
15(13～17)	51	51～28	28																																														
20(18～22)	86	86～46	46																																														
25(23～27)	116	116～63	63																																														
30(28～32)	146	146～79	79																																														
35(33～37)	172	172～93	93																																														
40(38～42)	195	195～105	105																																														
45(43～47)	213	213～115	115																																														
50(48～50)	229	229～123	123																																														
地味級の割合	1.3	1.0	0.6																																														
(立木度) 119 113((森林の主要樹種の立木の評価))又は 117((森林の主要樹種以外の立木の評価))の定めにより立木の評価を行う場合における立木度の判定は、次に掲げるところによる。 なお、次に掲げるところにより判定した森林に係る 113 又は 117 の立木度の割合は、密に該当するものにあつては 1.0、中庸に該当するものにあつては 0.8、疎に該当するものにあつては 0.6 とする。 (1)及び(2) (省 略) (3) (削 除)	(立木度) 119 113((森林の主要樹種の立木の評価))又は 117((森林の主要樹種以外の立木の評価))の定めにより立木の評価を行う場合における立木度の判定は、次に掲げるところによる。 なお、次に掲げるところにより判定した森林に係る 113 又は 117 の立木度の割合は、密に該当するものにあつては 1.0、中庸に該当するものにあつては 0.8、疎に該当するものにあつては 0.6 とする。 (1)及び(2) (同 左) (3) <u>くぬぎ及び雑木については、(1)及び(2)の定めにかかわらず、その立木度を密とする。ただし、自然林で密とすることを適当としない状態にあるときは、その状況により中庸又は疎とする。</u>																																																
(立木材積が明らかな森林の地味級及び立木度) 120 樹齡15年以上の森林の立木で、立木材積が明らかなものについては、118((地味級))及び前項の定めにかかわらず、その森林の1ヘクタール当たりの立木材積を次に掲げる標準立木材積表のうち該当する標準立木材積で除して得た数値(その数値は0.05刻みとし、0.05未満の端数は切り捨てる。)をもって、その森林の	(立木材積が明らかな森林の地味級及び立木度) 120 樹齡15年以上の森林の立木で、立木材積が明らかなものについては、118((地味級))及び前項の定めにかかわらず、その森林の1ヘクタール当たりの立木材積を次に掲げる標準立木材積表のうち該当する標準立木材積で除して得た数値(その数値は0.05刻みとし、0.05未満の端数は切り捨てる。)をもって、その森林の																																																

改 正 後						改 正 前									
地味級の割合に立木度の割合を乗じて計算した数値（割合）とする。						地味級の割合に立木度の割合を乗じて計算した数値（割合）とする。									
標準立木材積表						標準立木材積表									
樹種 標準 伐期 樹齡	杉			ひのき		樹種 標準 伐期 樹齡	杉			ひのき		松			
	60年	65年	70年	70年	75年		50年	55年	60年	60年	65年	50年	55年	60年	80年
年	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	年	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	<u>m³</u>	<u>m³</u>	<u>m³</u>	<u>m³</u>
15	73	57	34	22	20	15	73	57	34	22	20	<u>54</u>	<u>48</u>	<u>45</u>	<u>7</u>
16	90	72	47	32	29	16	90	72	47	32	29	<u>64</u>	<u>57</u>	<u>53</u>	<u>10</u>
17	106	86	60	42	38	17	106	86	60	42	38	<u>74</u>	<u>65</u>	<u>61</u>	<u>13</u>
18	121	100	72	52	46	18	121	100	72	52	46	<u>83</u>	<u>73</u>	<u>68</u>	<u>16</u>
19	136	113	84	62	54	19	136	113	84	62	54	<u>92</u>	<u>81</u>	<u>75</u>	<u>20</u>
20	151	126	96	71	62	20	151	126	96	71	62	<u>101</u>	<u>89</u>	<u>82</u>	<u>24</u>
21	165	139	108	80	70	21	165	139	108	80	70	<u>110</u>	<u>97</u>	<u>89</u>	<u>28</u>
22	179	151	120	89	78	22	179	151	120	89	78	<u>118</u>	<u>104</u>	<u>96</u>	<u>32</u>
23	193	163	131	98	86	23	193	163	131	98	86	<u>126</u>	<u>111</u>	<u>103</u>	<u>36</u>
24	206	175	142	107	94	24	206	175	142	107	94	<u>134</u>	<u>118</u>	<u>110</u>	<u>41</u>
25	219	187	153	116	102	25	219	187	153	116	102	<u>142</u>	<u>125</u>	<u>116</u>	<u>46</u>
26	232	198	164	125	110	26	232	198	164	125	110	<u>150</u>	<u>132</u>	<u>122</u>	<u>51</u>
27	245	209	175	134	118	27	245	209	175	134	118	<u>158</u>	<u>139</u>	<u>128</u>	<u>56</u>
28	257	220	185	143	126	28	257	220	185	143	126	<u>166</u>	<u>146</u>	<u>134</u>	<u>61</u>
29	269	231	195	152	133	29	269	231	195	152	133	<u>174</u>	<u>153</u>	<u>140</u>	<u>66</u>
30	281	242	205	160	140	30	281	242	205	160	140	<u>182</u>	<u>160</u>	<u>146</u>	<u>72</u>
31	293	252	215	168	147	31	293	252	215	168	147	<u>189</u>	<u>167</u>	<u>152</u>	<u>78</u>
32	304	262	225	176	154	32	304	262	225	176	154	<u>196</u>	<u>174</u>	<u>158</u>	<u>84</u>
33	315	272	235	184	161	33	315	272	235	184	161	<u>203</u>	<u>180</u>	<u>164</u>	<u>90</u>
34	326	282	244	192	168	34	326	282	244	192	168	<u>210</u>	<u>186</u>	<u>170</u>	<u>96</u>
35	337	292	253	200	175	35	337	292	253	200	175	<u>217</u>	<u>192</u>	<u>176</u>	<u>102</u>
36	346	301	262	208	182	36	346	301	262	208	182	<u>224</u>	<u>198</u>	<u>181</u>	<u>108</u>
37	355	310	271	216	189	37	355	310	271	216	189	<u>231</u>	<u>204</u>	<u>186</u>	<u>114</u>
38	364	319	280	224	196	38	364	319	280	224	196	<u>238</u>	<u>210</u>	<u>191</u>	<u>120</u>
39	373	328	289	232	203	39	373	328	289	232	203	<u>245</u>	<u>216</u>	<u>196</u>	<u>126</u>

改 正 後						改 正 前									
樹種 標準 伐期 樹齡	杉			ひのき		樹種 標準 伐期 樹齡	杉			ひのき		松			
	60年	65年	70年	70年	75年		50年	55年	60年	60年	65年	50年	55年	60年	80年
40	382	337	297	240	210	40	382	337	297	240	210	<u>252</u>	<u>222</u>	<u>201</u>	<u>132</u>
41	391	345	305	248	217	41	391	345	305	248	217	<u>258</u>	<u>228</u>	<u>206</u>	<u>138</u>
42	400	353	313	256	224	42	400	353	313	256	224	<u>264</u>	<u>234</u>	<u>211</u>	<u>144</u>
43	409	361	321	264	231	43	409	361	321	264	231	<u>270</u>	<u>240</u>	<u>216</u>	<u>150</u>
44	418	369	329	272	238	44	418	369	329	272	238	<u>276</u>	<u>246</u>	<u>221</u>	<u>156</u>
45	427	377	337	280	245	45	427	377	337	280	245	<u>282</u>	<u>252</u>	<u>226</u>	<u>162</u>
46	436	385	344	286	252	46	436	385	344	286	252	<u>288</u>	<u>257</u>	<u>231</u>	<u>168</u>
47	445	393	351	292	259	47	445	393	351	292	259	<u>294</u>	<u>262</u>	<u>236</u>	<u>174</u>
48	454	401	358	298	266	48	454	401	358	298	266	<u>300</u>	<u>267</u>	<u>241</u>	<u>180</u>
49	463	409	365	304	273	49	463	409	365	304	273	<u>306</u>	<u>272</u>	<u>246</u>	<u>186</u>
50	472	417	372	310	280	50	472	417	372	310	280	<u>311</u>	<u>277</u>	<u>252</u>	<u>192</u>
51	481	424	379	316	285	51	481	424	379	316	285	<u>316</u>	<u>282</u>	<u>256</u>	<u>198</u>
52	490	431	386	322	290	52	490	431	386	322	290	<u>321</u>	<u>287</u>	<u>260</u>	<u>203</u>
53	499	438	393	328	295	53	499	438	393	328	295	<u>326</u>	<u>292</u>	<u>264</u>	<u>208</u>
54	508	445	400	334	300	54	508	445	400	334	300	<u>331</u>	<u>297</u>	<u>268</u>	<u>213</u>
55	517	452	407	340	305	55	517	452	407	340	305	<u>336</u>	<u>302</u>	<u>272</u>	<u>218</u>
56	525	459	414	346	310	56	525	459	414	346	310	<u>341</u>	<u>306</u>	<u>276</u>	<u>222</u>
57	533	466	421	352	315	57	533	466	421	352	315	<u>346</u>	<u>310</u>	<u>280</u>	<u>226</u>
58	541	473	428	358	320	58	541	473	428	358	320	<u>351</u>	<u>314</u>	<u>284</u>	<u>230</u>
59	549	480	435	364	325	59	549	480	435	364	325	<u>355</u>	<u>318</u>	<u>288</u>	<u>234</u>
60	557	487	442	370	330	60	557	487	442	370	330	<u>359</u>	<u>322</u>	<u>292</u>	<u>238</u>
61	564	493	448	376	335	61	564	493	448	376	335	<u>363</u>	<u>326</u>	<u>296</u>	<u>242</u>
62	571	499	454	382	340	62	571	499	454	382	340	<u>367</u>	<u>330</u>	<u>300</u>	<u>246</u>
63	578	505	460	388	345	63	578	505	460	388	345	<u>371</u>	<u>334</u>	<u>304</u>	<u>250</u>
64	585	511	465	394	350	64	585	511	465	394	350	<u>375</u>	<u>338</u>	<u>308</u>	<u>254</u>
65	592	517	472	400	355	65	592	517	472	400	355	<u>379</u>	<u>342</u>	<u>312</u>	<u>260</u>
66	599	523	478	406	360	66	599	523	478	406	360	<u>383</u>	<u>346</u>	<u>316</u>	<u>264</u>

改 正 後						改 正 前									
樹種 標準 伐期 樹齡	杉			ひのき		樹種 標準 伐期 樹齡	杉			ひのき		松			
	60年	65年	70年	70年	75年		50年	55年	60年	60年	65年	50年	55年	60年	80年
67	606	529	484	412	365	67	606	529	484	412	365	<u>387</u>	<u>349</u>	<u>320</u>	<u>268</u>
68	613	535	490	418	370	68	613	535	490	418	370	<u>391</u>	<u>352</u>	<u>324</u>	<u>272</u>
69	620	541	496	424	375	69	620	541	496	424	375	<u>395</u>	<u>355</u>	<u>328</u>	<u>276</u>
70	627	547	502	430	380	70	627	547	502	430	380	<u>399</u>	<u>358</u>	<u>332</u>	<u>280</u>
71	633	553	508	436	385	71	633	553	508	436	385	<u>403</u>	<u>361</u>	<u>335</u>	<u>283</u>
72	639	559	514	442	390	72	639	559	514	442	390	<u>407</u>	<u>364</u>	<u>338</u>	<u>286</u>
73	645	565	520	448	395	73	645	565	520	448	395	<u>411</u>	<u>367</u>	<u>341</u>	<u>289</u>
74	651	571	526	454	400	74	651	571	526	454	400	<u>415</u>	<u>370</u>	<u>344</u>	<u>292</u>
75	657	577	532	460	405	75	657	577	532	460	405	<u>419</u>	<u>373</u>	<u>347</u>	<u>295</u>
76	662	583	537	466	410	76	662	583	537	466	410	<u>423</u>	<u>376</u>	<u>350</u>	<u>298</u>
77	667	588	542	472	415	77	667	588	542	472	415	<u>427</u>	<u>379</u>	<u>353</u>	<u>301</u>
78	672	593	547	478	420	78	672	593	547	478	420	<u>431</u>	<u>382</u>	<u>356</u>	<u>304</u>
79	677	598	552	484	425	79	677	598	552	484	425	<u>435</u>	<u>385</u>	<u>359</u>	<u>307</u>
80	682	603	557	490	430	80	682	603	557	490	430	<u>439</u>	<u>388</u>	<u>362</u>	<u>310</u>
81	687	608	562	496	435	81	687	608	562	496	435	<u>442</u>	<u>391</u>	<u>365</u>	<u>313</u>
82	692	613	567	502	440	82	692	613	567	502	440	<u>445</u>	<u>394</u>	<u>368</u>	<u>316</u>
83	697	618	572	508	445	83	697	618	572	508	445	<u>448</u>	<u>397</u>	<u>371</u>	<u>319</u>
84	702	623	577	514	450	84	702	623	577	514	450	<u>451</u>	<u>400</u>	<u>374</u>	<u>322</u>
85	707	628	582	519	455	85	707	628	582	519	455	<u>454</u>	<u>403</u>	<u>377</u>	<u>325</u>
86	712	633	587	524	460	86	712	633	587	524	460	<u>457</u>	<u>406</u>	<u>380</u>	<u>328</u>
87	717	638	592	529	465	87	717	638	592	529	465	<u>460</u>	<u>409</u>	<u>383</u>	<u>330</u>
88	722	643	597	534	470	88	722	643	597	534	470	<u>463</u>	<u>412</u>	<u>386</u>	<u>332</u>
89	727	648	602	539	475	89	727	648	602	539	475	<u>466</u>	<u>415</u>	<u>389</u>	<u>334</u>
90	731	652	606	544	480	90	731	652	606	544	480	<u>469</u>	<u>418</u>	<u>392</u>	<u>336</u>
91	735	656	610	549	485	91	735	656	610	549	485	<u>472</u>	<u>421</u>	<u>395</u>	<u>338</u>
92	739	660	614	554	490	92	739	660	614	554	490	<u>475</u>	<u>424</u>	<u>398</u>	<u>340</u>
93	743	664	618	559	494	93	743	664	618	559	494	<u>478</u>	<u>427</u>	<u>401</u>	<u>342</u>

改 正 後						改 正 前									
樹種 標準 伐期 樹齡	杉			ひのき		樹種 標準 伐期 樹齡	杉			ひのき		松			
	60年	65年	70年	70年	75年		50年	55年	60年	60年	65年	50年	55年	60年	80年
94	747	668	622	564	498	94	747	668	622	564	498	<u>481</u>	<u>430</u>	<u>404</u>	<u>344</u>
95	751	672	626	569	502	95	751	672	626	569	502	<u>484</u>	<u>433</u>	<u>407</u>	<u>346</u>
96	755	676	630	574	506	96	755	676	630	574	506	<u>487</u>	<u>435</u>	<u>409</u>	<u>348</u>
97	759	680	634	579	510	97	759	680	634	579	510	<u>490</u>	<u>437</u>	<u>411</u>	<u>350</u>
98	763	684	638	584	514	98	763	684	638	584	514	<u>493</u>	<u>439</u>	<u>413</u>	<u>352</u>
99	767	688	642	589	518	99	767	688	642	589	518	<u>496</u>	<u>441</u>	<u>415</u>	<u>354</u>
100	771	692	646	594	522	100	771	692	646	594	522	<u>499</u>	<u>443</u>	<u>417</u>	<u>356</u>
101	<u>775</u>	695	650	599	526	101		695	650	599	526		<u>445</u>	<u>419</u>	<u>358</u>
102	<u>779</u>	698	653	603	530	102		698	653	603	530		<u>447</u>	<u>421</u>	<u>360</u>
103	<u>782</u>	701	656	607	534	103		701	656	607	534		<u>449</u>	<u>423</u>	<u>362</u>
104	<u>786</u>	704	659	611	538	104		704	659	611	538		<u>451</u>	<u>425</u>	<u>364</u>
105	<u>789</u>	707	662	615	542	105		707	662	615	542		<u>453</u>	<u>427</u>	<u>366</u>
106	<u>793</u>	710	665	619	546	106		710	665	619	546		<u>455</u>	<u>429</u>	<u>368</u>
107	<u>796</u>	712	668	623	550	107		712	668	623	550		<u>457</u>	<u>431</u>	<u>370</u>
108	<u>799</u>	714	671	627	554	108		714	671	627	554		<u>459</u>	<u>433</u>	<u>372</u>
109	<u>803</u>	716	674	631	558	109		716	674	631	558		<u>461</u>	<u>435</u>	<u>374</u>
110	<u>806</u>	718	677	635	562	110		718	677	635	562		<u>463</u>	<u>437</u>	<u>376</u>
111	<u>809</u>	<u>721</u>	680	639	566	111			680	639	566			<u>439</u>	<u>378</u>
112	<u>812</u>	<u>724</u>	683	643	570	112			683	643	570			<u>441</u>	<u>380</u>
113	<u>815</u>	<u>727</u>	686	647	574	113			686	647	574			<u>443</u>	<u>382</u>
114	<u>818</u>	<u>730</u>	689	651	578	114			689	651	578			<u>445</u>	<u>384</u>
115	<u>821</u>	<u>733</u>	692	655	582	115			692	655	582			<u>447</u>	<u>386</u>
116	<u>824</u>	<u>736</u>	695	658	586	116			695	658	586			<u>449</u>	<u>388</u>
117	<u>827</u>	<u>739</u>	698	661	590	117			698	661	590			<u>451</u>	<u>390</u>
118	<u>829</u>	<u>742</u>	701	664	594	118			701	664	594			<u>453</u>	<u>392</u>
119	<u>832</u>	<u>744</u>	704	667	598	119			704	667	598			<u>455</u>	<u>394</u>
120	<u>835</u>	<u>747</u>	707	670	602	120			707	670	602			<u>457</u>	<u>396</u>

改 正 後						改 正 前									
樹種 標準 伐期 樹齡	杉			ひのき		樹種 標準 伐期 樹齡	杉			ひのき		松			
	60 年	65 年	70 年	70 年	75 年		50 年	55 年	60 年	60 年	65 年	50 年	55 年	60 年	80 年
121		<u>750</u>	<u>709</u>	<u>673</u>	605	121					605				
122		<u>752</u>	<u>712</u>	<u>677</u>	608	122					608				
123		<u>755</u>	<u>715</u>	<u>681</u>	611	123					611				
124		<u>757</u>	<u>717</u>	<u>684</u>	614	124					614				
125		<u>760</u>	<u>720</u>	<u>688</u>	617	125					617				
126		<u>762</u>	<u>722</u>	<u>691</u>	621	126					621				
127		<u>764</u>	<u>725</u>	<u>695</u>	624	127					624				
128		<u>767</u>	<u>727</u>	<u>699</u>	627	128					627				
129		<u>769</u>	<u>729</u>	<u>702</u>	630	129					630				
130		<u>771</u>	<u>732</u>	<u>705</u>	633	130					633				
131			<u>734</u>	<u>709</u>	<u>636</u>										
132			<u>736</u>	<u>712</u>	<u>639</u>										
133			<u>739</u>	<u>716</u>	<u>643</u>										
134			<u>741</u>	<u>719</u>	<u>646</u>										
135			<u>743</u>	<u>722</u>	<u>649</u>										
136			<u>745</u>	<u>725</u>	<u>652</u>										
137			<u>747</u>	<u>729</u>	<u>655</u>										
138			<u>750</u>	<u>732</u>	<u>658</u>										
139			<u>752</u>	<u>735</u>	<u>661</u>										
140			<u>754</u>	<u>738</u>	<u>664</u>										
141					<u>667</u>										
142					<u>670</u>										
143					<u>673</u>										
144					<u>675</u>										
145					<u>678</u>										
146					<u>681</u>										
147					<u>684</u>										

改正後

樹種 標準伐期 樹齡	杉			ひのき	
	60年	65年	70年	70年	75年
148					687
149					689
150					692

第8章 その他の財産

第1節 株式及び出資

(取引相場のない株式の評価上の区分)

178 取引相場のない株式の価額は、評価しようとするその株式の発行会社(以下「評価会社」という。)が次の表の大会社、中会社又は小会社のいずれに該当するかに応じて、それぞれ次項の定めによって評価する。ただし、同族株主以外の株主等が取得した株式又は特定の評価会社の株式の価額は、それぞれ 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))又は 189((特定の評価会社の株式))の定めによって評価する。

改正前

第8章 その他の財産

第1節 株式及び出資

(取引相場のない株式の評価上の区分)

178 取引相場のない株式の価額は、評価しようとするその株式の発行会社(以下「評価会社」という。)が次の表の大会社、中会社又は小会社のいずれに該当するかに応じて、それぞれ次項の定めによって評価する。ただし、同族株主以外の株主等が取得した株式又は特定の評価会社の株式の価額は、それぞれ 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))又は 189((特定の評価会社の株式))の定めによって評価する。

改 正 後					改 正 前				
規模 区分	区分の内容		総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）及び従業員数	直前期末以前 1年間における 取引金額	規模 区分	区分の内容		総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）及び従業員数	直前期末以前 1年間における 取引金額
大 会 社	従業員数が 70 人以上の 会社又は右の いずれかに該 当する会社	卸売業	20 億円以上（従業員 数が 35 人以下の会社 を除く。）	30 億円以上	大 会 社	従業員数が 100 人以上の 会社又は右の いずれかに該 当する会社	卸売業	20 億円以上（従業員 数が 50 人以下の会社 を除く。）	80 億円以上
		小売・ サービス業	15 億円以上（従業員 数が 35 人以下の会社 を除く。）	20 億円以上			小売・ サービス業	10 億円以上（従業員 数が 50 人以下の会社 を除く。）	20 億円以上
		卸売業、小売・ サービス業以外	15 億円以上（従業員 数が 35 人以下の会社 を除く。）	15 億円以上			卸売業、小売・ サービス業以外	10 億円以上（従業員 数が 50 人以下の会社 を除く。）	20 億円以上
中 会 社	従業員数が 70 人未満の 会社で右のい ずれかに該当 する会社（大 会社に該当す る場合を除 く。）	卸売業	7,000 万円以上（従業 員数が 5 人以下の会 社を除く。）	2 億円以上 30 億円未満	中 会 社	従業員数が 100 人未満の 会社で右のい ずれかに該当 する会社（大 会社に該当す る場合を除 く。）	卸売業	7,000 万円以上（従業 員数が 5 人以下の会 社を除く。）	2 億円以上 80 億円未満
		小売・ サービス業	4,000 万円以上（従業 員数が 5 人以下の会 社を除く。）	6,000 万円以上 20 億円未満			小売・ サービス業	4,000 万円以上（従業 員数が 5 人以下の会 社を除く。）	6,000 万円以上 20 億円未満
		卸売業、小売・ サービス業以外	5,000 万円以上（従業 員数が 5 人以下の会 社を除く。）	8,000 万円以上 15 億円未満			卸売業、小売・ サービス業以外	5,000 万円以上（従業 員数が 5 人以下の会 社を除く。）	8,000 万円以上 20 億円未満
小 会 社	従業員数が 70 人未満の 会社で右のい ずれにも該当 する会社	卸売業	7,000 万円未満又は 従業員数が 5 人以下	2 億円未満	小 会 社	従業員数が 100 人未満の 会社で右のい ずれにも該当 する会社	卸売業	7,000 万円未満又は 従業員数が 5 人以下	2 億円未満
		小売・ サービス業	4,000 万円未満又は 従業員数が 5 人以下	6,000 万円未満			小売・ サービス業	4,000 万円未満又は 従業員数が 5 人以下	6,000 万円未満
		卸売業、小売・ サービス業以外	5,000 万円未満又は 従業員数が 5 人以下	8,000 万円未満			卸売業、小売・ サービス業以外	5,000 万円未満又は 従業員数が 5 人以下	8,000 万円未満

上の表の「総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）及び従業員数」及び「直前期末以前 1 年間における取引金額」は、それぞれ次の(1)から(3)により、「卸売業」、「小売・サービス業」又は「卸売業、小売・サービス業以外」の判定は(4)による。

(1)～(4) (省 略)

(注) (省 略)

上の表の「総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）及び従業員数」及び「直前期末以前 1 年間における取引金額」は、それぞれ次の(1)から(3)により、「卸売業」、「小売・サービス業」又は「卸売業、小売・サービス業以外」の判定は(4)による。

(1)～(4) (同 左)

(注) (同 左)

改正後

(取引相場のない株式の評価の原則)

179 前項により区分された大会社、中会社及び小会社の株式の価額は、それぞれ次による。

(1) (省 略)

(2) 中会社の株式の価額は、次の算式により計算した金額によって評価する。ただし、納税義務者の選択により、算式中の類似業種比準価額を1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって計算することができる。

類似業種比準価額×L＋1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）×（1－L）

上の算式中の「L」は、評価会社の前項に定める総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）及び従業員数又は直前期末以前1年間における取引金額に応じて、それぞれ次に定める割合のうちいずれか大きい方の割合とする。

イ 総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）及び従業員数に応ずる割合

卸 売 業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	割合
4億円以上(従業員数が35人以下の会社を除く。)	5億円以上(従業員数が35人以下の会社を除く。)	5億円以上(従業員数が35人以下の会社を除く。)	0.90
2億円以上(従業員数が20人以下の会社を除く。)	2億5,000万円以上(従業員数が20人以下の会社を除く。)	2億5,000万円以上(従業員数が20人以下の会社を除く。)	0.75
7,000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く。)	4,000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く。)	5,000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く。)	0.60

(注) 複数の区分に該当する場合には、上位の区分に該当するものとする。

改正前

(取引相場のない株式の評価の原則)

179 前項により区分された大会社、中会社及び小会社の株式の価額は、それぞれ次による。

(1) (同 左)

(2) 中会社の株式の価額は、次の算式により計算した金額によって評価する。ただし、納税義務者の選択により、算式中の類似業種比準価額を1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって計算することができる。

類似業種比準価額×L＋1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）×（1－L）

上の算式中の「L」は、評価会社の前項に定める総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）及び従業員数又は直前期末以前1年間における取引金額に応じて、それぞれ次に定める割合のうちいずれか大きい方の割合とする。

イ 総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）及び従業員数に応ずる割合

卸 売 業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	割合
14億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	7億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	7億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	0.90
7億円以上(従業員数が30人以下の会社を除く。)	4億円以上(従業員数が30人以下の会社を除く。)	4億円以上(従業員数が30人以下の会社を除く。)	0.75
7,000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く。)	4,000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く。)	5,000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く。)	0.60

(注) 複数の区分に該当する場合には、上位の区分に該当するものとする。

改正後

ロ 直前期末以前 1 年間における取引金額に応ずる割合

卸 売 業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	割合
7 億円以上 30 億円未満	5 億円以上 20 億円未満	4 億円以上 15 億円未満	0.90
3 億5,000 万円以上 7 億円未満	2 億5,000 万円以上 5 億円未満	2 億円以上 4 億円未満	0.75
2 億円以上 3 億5,000 万円未満	6,000 万円以上 2 億5,000 万円未満	8,000 万円以上 2 億円未満	0.60

(3) (省 略)

(類似業種比準価額)

180 前項の類似業種比準価額は、類似業種の株価並びに 1 株当たりの配当金額、年利益金額及び純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）を基とし、次の算式によって計算した金額とする。この場合において、・・・。

$$A \times \left[\frac{\frac{\text{㉑}}{B} + \frac{\text{㉒}}{C} + \frac{\text{㉓}}{D}}{3} \right] \times 0.7$$

(1) (省 略)

(注) (省 略)

(2) (省 略)

(類似業種の株価)

182 180((類似業種比準価額))の類似業種の株価は、課税時期の属する月以前 3 か月間の各月の類似業種の株価のうち最も低いものとする。ただし、納税義務者の選択により、類似業種の前年平均株価又は課税時期の属する月以前 2 年間の平均株価にすることができる。

この場合の各月の株価並びに前年平均株価及び課税時期の属する月以前 2

改正前

ロ 直前期末以前 1 年間における取引金額に応ずる割合

卸 売 業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	割合
50 億円以上 80 億円未満	12 億円以上 20 億円未満	14 億円以上 20 億円未満	0.90
25 億円以上 50 億円未満	6 億円以上 12 億円未満	7 億円以上 14 億円未満	0.75
2 億円以上 25 億円未満	6,000 万円以上 6 億円未満	8,000 万円以上 7 億円未満	0.60

(3) (同 左)

(類似業種比準価額)

180 前項の類似業種比準価額は、類似業種の株価並びに 1 株当たりの配当金額、年利益金額及び純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）を基とし、次の算式によって計算した金額とする。この場合において、・・・。

$$A \times \left[\frac{\frac{\text{㉑}}{B} + \frac{\text{㉒}}{C} \times 3 + \frac{\text{㉓}}{D}}{5} \right] \times 0.7$$

(1) (同 左)

(注) (同 左)

(2) (同 左)

(類似業種の株価)

182 180((類似業種比準価額))の類似業種の株価は、課税時期の属する月以前 3 か月間の各月の類似業種の株価のうち最も低いものとする。ただし、納税義務者の選択により、類似業種の前年平均株価にすることができる。

この場合の各月の株価及び前年平均株価は、業種目ごとにそれぞれの業種目に該当する上場会社（以下「標本会社」という。）の株式の毎日の最終価

改 正 後	改 正 前
年間の平均株価は、業種目ごとにそれぞれの業種目に該当する上場会社（以下「標本会社」という。）の株式の毎日の最終価格の各月ごとの平均額（1株当たりの資本金の額等（資本金の額及び資本剰余金の額の合計額から自己株式の額を控除した金額をいう。以下同じ。）を50円として計算した金額）を基に計算した金額によることとし、その金額は別に定める。	格の各月ごとの平均額（1株当たりの資本金等の額を50円として計算した金額）を基に計算した金額によることとし、その金額は別に定める。
（類似業種の1株当たりの配当金額等の計算） 183－2 180（（類似業種比準価額）の類似業種の「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの年利益金額」及び「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」は、<u>財務諸表（連結財務諸表を作成している標本会社にあつては、連結財務諸表）に基づき、各標本会社について、前項の(1)、(2)及び(3)の定めに基づいて計算した1株当たりの配当金額、1株当たりの年利益金額及び1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）を基に計算した金額によることとし、その金額は別に定める。</u> <u>この場合において、「資本金等の額」とあるのは、「資本金の額等」と、「法人税の課税所得金額（固定資産売却益、保険差益等の非経常的な利益の金額を除く。）に、その所得の計算上益金に算入されなかった剰余金の配当（資本金等の額の減少によるものを除く。）等の金額（所得税額に相当する金額を除く。）及び損金に算入された繰越欠損金の控除額を加算した金額」とあるのは、「税引前当期純利益の額」と、「資本金等の額及び法人税法第2条((定義))第18号に規定する利益積立金額に相当する金額(法人税申告書別表五(一)「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」の差引翌期首現在利益積立金額の差引合計額)」とあるのは、「純資産の部」と読替えて計算した金額とする。</u>	（類似業種の1株当たりの配当金額等の計算） 183－2 180（（類似業種比準価額）の類似業種の「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの年利益金額」及び「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」は、各標本会社について、前項の(1)、(2)及び(3)の定めに基づいて計算した1株当たりの配当金額、1株当たりの年利益金額及び1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）を基に計算した金額によることとし、その金額は別に定める。
（特定の評価会社の株式） 189 178（（取引相場のない株式の評価上の区分）の「特定の評価会社の株式」とは、評価会社の資産の保有状況、営業の状態等に応じて定めた次に掲げる評価会社の株式をいい、その株式の価額は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。 なお、・・・。 (1) （省 略） （注） （省 略）	（特定の評価会社の株式） 189 178（（取引相場のない株式の評価上の区分）の「特定の評価会社の株式」とは、評価会社の資産の保有状況、営業の状態等に応じて定めた次に掲げる評価会社の株式をいい、その株式の価額は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。 なお、・・・。 (1) （同 左） （注） （同 左）

改正後	改正前
(2) (省 略) (3) 土地保有特定会社の株式 課税時期において、次のいずれかに該当する会社（次の(4)から(6)までのいずれかに該当するものを除く。以下「土地保有特定会社」という。）の株式の価額は、189－4（（土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価））の定めによる。 イ 178（（取引相場のない株式の評価上の区分））の定めにより大会社に区分される会社（同項の定めにより小会社に区分される会社（同項に定める総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）が、評価会社の事業が卸売業に該当する場合には20億円以上、卸売業以外に該当する場合には15億円以上のものに限る。）を含む。）で、その有する各資産をこの通達の定めるところにより評価した価額の合計額のうちに占める土地等の価額の合計額の割合（以下「土地保有割合」という。）が70%以上である会社 ロ (省 略) (4) (省 略) (注) (省 略) (5)～(6) (省 略)	(2) (同 左) (3) 土地保有特定会社の株式 課税時期において、次のいずれかに該当する会社（次の(4)から(6)までのいずれかに該当するものを除く。以下「土地保有特定会社」という。）の株式の価額は、189－4（（土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価））の定めによる。 イ 178（（取引相場のない株式の評価上の区分））の定めにより大会社に区分される会社（同項の定めにより小会社に区分される会社（同項に定める総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）が、評価会社の事業が卸売業に該当する場合には20億円以上、卸売業以外に該当する場合には10億円以上のものに限る。）を含む。）で、その有する各資産をこの通達の定めるところにより評価した価額の合計額のうちに占める土地等の価額の合計額の割合（以下「土地保有割合」という。）が70%以上である会社 ロ (同 左) (4) (同 左) (注) (同 左) (5)～(6) (同 左)
（株式保有特定会社の株式の評価） 189－3 189（（特定の評価会社の株式））の(2)の「株式保有特定会社の株式」の価額は、185（（純資産価額））の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価する。この場合における・・・。 (1) S 1の金額 S 1の金額は、株式保有特定会社の株式の価額を178（（取引相場のない株式の評価上の区分））の本文、179（（取引相場のない株式の評価の原則））から184（（類似業種比準価額の修正））まで、185（（純資産価額））の本文、186（（純資産価額計算上の負債））及び186－2（（評価差額に対する法人税額等に相当する金額））の定めに基づいて計算した金額とする。ただし、・・・。 イ 180（（類似業種比準価額））に定める算式は、次の算式による。	（株式保有特定会社の株式の評価） 189－3 189（（特定の評価会社の株式））の(2)の「株式保有特定会社の株式」の価額は、185（（純資産価額））の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価する。この場合における・・・。 (1) S 1の金額 S 1の金額は、株式保有特定会社の株式の価額を178（（取引相場のない株式の評価上の区分））の本文、179（（取引相場のない株式の評価の原則））から184（（類似業種比準価額の修正））まで、185（（純資産価額））の本文、186（（純資産価額計算上の負債））及び186－2（（評価差額に対する法人税額等に相当する金額））の定めに基づいて計算した金額とする。ただし、・・・。 イ 180（（類似業種比準価額））に定める算式は、次の算式による。

改正後	改正前
$A \times \left[\frac{\frac{\text{㉑}-\text{㉒}}{B} + \frac{\text{㉓}-\text{㉔}}{C} + \frac{\text{㉕}-\text{㉖}}{D}}{3} \right] \times 0.7$ (イ)～(ロ) (省 略) ロ (省 略) (2) (省 略) (医療法人の出資の評価) 194-2 医療法人に対する出資の価額は、178((取引相場のない株式の評価上の区分))の本文、179((取引相場のない株式の評価の原則))から181((類似業種))本文まで、182((類似業種の株価))から183-2((類似業種の1株当たりの配当金額等の計算))まで、184((類似業種比準価額の修正))の(2)、185((純資産価額))の本文、186((純資産価額計算上の負債))から186-3((評価会社が有する株式等の純資産価額の計算))まで、187((株式の割当てを受ける権利等の発生している株式の価額の修正))の(2)、189((特定の評価会社の株式))、189-2((比準要素数1の会社の株式の評価))から189-4((土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価)) (185((純資産価額))のただし書の定め及び188-2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))の定めを適用する部分を除く。)まで及び189-5((開業前又は休業中の会社の株式の評価))から192((株式無償交付期待権の評価))までの定めに従って計算した価額によって評価する。この場合において、・・・。 (1) 180((類似業種比準価額))に定める算式	$A \times \left[\frac{\frac{\text{㉑}-\text{㉒}}{B} + \frac{\text{㉓}-\text{㉔}}{C} \times 3 + \frac{\text{㉕}-\text{㉖}}{D}}{5} \right] \times 0.7$ (イ)～(ロ) (同 左) ロ (同 左) (2) (同 左) (医療法人の出資の評価) 194-2 医療法人に対する出資の価額は、178((取引相場のない株式の評価上の区分))の本文、179((取引相場のない株式の評価の原則))から181((類似業種))本文まで、182((類似業種の株価))から183-2((類似業種の1株当たりの配当金額等の計算))まで、184((類似業種比準価額の修正))の(2)、185((純資産価額))の本文、186((純資産価額計算上の負債))から186-3((評価会社が有する株式等の純資産価額の計算))まで、187((株式の割当てを受ける権利等の発生している株式の価額の修正))の(2)、189((特定の評価会社の株式))、189-2((比準要素数1の会社の株式の評価))から189-4((土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価)) (185((純資産価額))のただし書の定め及び188-2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))の定めを適用する部分を除く。)まで及び189-5((開業前又は休業中の会社の株式の評価))から192((株式無償交付期待権の評価))までの定めに従って計算した価額によって評価する。この場合において、・・・。 (1) 180((類似業種比準価額))に定める算式
$A \times \left[\frac{\frac{\text{㉓}}{C} + \frac{\text{㉕}}{D}}{2} \right] \times 0.7$ ただし、上記算式中の「0.7」は、178((取引相場のない株式の評価上の区分))に定める中会社に相当する医療法人に対する出資を評価する場合には「0.6」、同項に定める小会社に相当する医療法人に対する出資を評価す	$A \times \left[\frac{\frac{\text{㉓}}{C} \times 3 + \frac{\text{㉕}}{D}}{4} \right] \times 0.7$ ただし、上記算式中の「0.7」は、178((取引相場のない株式の評価上の区分))に定める中会社に相当する医療法人に対する出資を評価する場合には「0.6」、同項に定める小会社に相当する医療法人に対する出資を評価す

改正後	改正前																												
る場合には「0.5」とする。 (2) $189 - 3 \left((\text{株式保有特定会社の株式の評価}) \right)$ の(1)のイに定める算式 $A \times \left[\frac{\frac{\text{㉔}-\text{㉔}}{C} + \frac{\text{㉔}-\text{㉔}}{D}}{2} \right] \times 0.7$ ただし、上記算式中の「0.7」は、178((取引相場のない株式の評価上の区分))に定める中会社に相当する医療法人に対する出資を評価する場合には「0.6」、同項に定める小会社に相当する医療法人に対する出資を評価する場合には「0.5」とする。 別表2 主要樹種の森林の立木の標準価額表等 1 樹齢1年以下の森林の立木の標準価額表 <table> <tr> <th>樹種</th><th>標準価額</th></tr> <tr> <td>① 杉</td><td><u>49</u> 千円</td></tr> <tr> <td>② ひのき</td><td><u>60</u></td></tr> </table> (注) (削 除) 2 樹齢1年を超えm年未満の森林の立木の標準価額を計算する場合の「C」の金額表 <table> <tr> <th>樹種</th><th>「C」の金額</th></tr> <tr> <td>① 杉</td><td><u>51</u> 千円</td></tr> <tr> <td>② ひのき</td><td><u>64</u></td></tr> </table> (注) 「C」の金額とは、115((森林の主要樹種の立木の標準価額))の(2)のロの算式中の「C」の金額を示す。	樹種	標準価額	① 杉	<u>49</u> 千円	② ひのき	<u>60</u>	樹種	「C」の金額	① 杉	<u>51</u> 千円	② ひのき	<u>64</u>	る場合には「0.5」とする。 (2) $189 - 3 \left((\text{株式保有特定会社の株式の評価}) \right)$ の(1)のイに定める算式 $A \times \left[\frac{\frac{\text{㉔}-\text{㉔}}{C} \times 3 + \frac{\text{㉔}-\text{㉔}}{D}}{4} \right] \times 0.7$ ただし、上記算式中の「0.7」は、178((取引相場のない株式の評価上の区分))に定める中会社に相当する医療法人に対する出資を評価する場合には「0.6」、同項に定める小会社に相当する医療法人に対する出資を評価する場合には「0.5」とする。 別表2 主要樹種の森林の立木の標準価額表等 1 樹齢1年以下の森林の立木の標準価額表 <table> <tr> <th>樹種</th><th>標準価額</th></tr> <tr> <td>① 杉</td><td><u>98</u> 千円</td></tr> <tr> <td>② ひのき</td><td><u>134</u></td></tr> <tr> <td>③ 松(とど松、から松及びえぞ松を除く。)</td><td><u>44</u></td></tr> </table> (注) ①は、北海道を除く。 2 樹齢1年を超えm年未満の森林の立木の標準価額を計算する場合の「C」の金額表 <table> <tr> <th>樹種</th><th>「C」の金額</th></tr> <tr> <td>① 杉</td><td><u>103</u> 千円</td></tr> <tr> <td>② ひのき</td><td><u>141</u></td></tr> <tr> <td>③ 松(とど松、から松及びえぞ松を除く。)</td><td><u>48</u></td></tr> </table> (注) 1 ①は、北海道を除く。 2 「C」の金額とは、115((森林の主要樹種の立木の標準価額))の(2)のロの算式中の「C」の金額を示す。	樹種	標準価額	① 杉	<u>98</u> 千円	② ひのき	<u>134</u>	③ 松(とど松、から松及びえぞ松を除く。)	<u>44</u>	樹種	「C」の金額	① 杉	<u>103</u> 千円	② ひのき	<u>141</u>	③ 松(とど松、から松及びえぞ松を除く。)	<u>48</u>
樹種	標準価額																												
① 杉	<u>49</u> 千円																												
② ひのき	<u>60</u>																												
樹種	「C」の金額																												
① 杉	<u>51</u> 千円																												
② ひのき	<u>64</u>																												
樹種	標準価額																												
① 杉	<u>98</u> 千円																												
② ひのき	<u>134</u>																												
③ 松(とど松、から松及びえぞ松を除く。)	<u>44</u>																												
樹種	「C」の金額																												
① 杉	<u>103</u> 千円																												
② ひのき	<u>141</u>																												
③ 松(とど松、から松及びえぞ松を除く。)	<u>48</u>																												

改正後	改正前																																										
3 樹齢1年を超えm年未満の森林の立木の標準価額を計算する場合の「補助金相当額」の金額表 <table border="1" data-bbox="203 261 963 427"> <thead> <tr> <th>樹 種</th><th>「補助金相当額」の金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 杉</td><td>205 千円</td></tr> <tr> <td>② ひのき</td><td>258</td></tr> </tbody> </table> (注) 「補助金相当額」の金額とは、115 の(2)のロの算式中の「補助金相当額」の金額を示す。 4 樹齢1年を超えm年未満の森林の立木の標準価額を計算する場合の「標準伐期の標準価額」の金額表 <table border="1" data-bbox="203 660 1016 829"> <thead> <tr> <th>樹 種</th><th>「標準伐期の標準価額」の金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 杉</td><td>489 千円</td></tr> <tr> <td>② ひのき</td><td>819</td></tr> </tbody> </table> (注) 「標準伐期の標準価額」の金額とは、115 の(2)のロの算式中の「標準伐期の標準価額」の金額を示す。 5 樹齢m年の森林の立木の標準価額表 <table border="1" data-bbox="203 1024 835 1192"> <thead> <tr> <th>樹 種</th><th>標準価額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 杉</td><td>98 千円</td></tr> <tr> <td>② ひのき</td><td>119</td></tr> </tbody> </table> (注) (削 除) 6 標準伐期にある森林の立木の標準価額表 (省 略)	樹 種	「補助金相当額」の金額	① 杉	205 千円	② ひのき	258	樹 種	「標準伐期の標準価額」の金額	① 杉	489 千円	② ひのき	819	樹 種	標準価額	① 杉	98 千円	② ひのき	119	3 樹齢1年を超えm年未満の森林の立木の標準価額を計算する場合の「補助金相当額」の金額表 <table border="1" data-bbox="1162 261 2018 427"> <thead> <tr> <th>樹 種</th><th>「補助金相当額」の金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 杉</td><td>389 千円</td></tr> <tr> <td>② ひのき</td><td>534</td></tr> <tr> <td>③ 松 (とど松、から松及びえぞ松を除く。)</td><td>184</td></tr> </tbody> </table> (注) 1 ①は、北海道を除く。 2 「補助金相当額」の金額とは、115 の(2)のロの算式中の「補助金相当額」の金額を示す。 4 樹齢1年を超えm年未満の森林の立木の標準価額を計算する場合の「標準伐期の標準価額」の金額表 <table border="1" data-bbox="1162 660 2054 829"> <thead> <tr> <th>樹 種</th><th>「標準伐期の標準価額」の金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 杉</td><td>934 千円</td></tr> <tr> <td>② ひのき</td><td>2,028</td></tr> <tr> <td>③ 松 (とど松、から松及びえぞ松を除く。)</td><td>346</td></tr> </tbody> </table> (注) 1 ①は、北海道を除く。 2 「標準伐期の標準価額」の金額とは、115 の(2)のロの算式中の「標準伐期の標準価額」の金額を示す。 5 樹齢m年の森林の立木の標準価額表 <table border="1" data-bbox="1162 1024 1883 1192"> <thead> <tr> <th>樹 種</th><th>標準価額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 杉</td><td>178 千円</td></tr> <tr> <td>② ひのき</td><td>201</td></tr> <tr> <td>③ 松 (とど松、から松及びえぞ松を除く。)</td><td>107</td></tr> </tbody> </table> (注) ①は、北海道を除く。 6 標準伐期にある森林の立木の標準価額表 (同 左)	樹 種	「補助金相当額」の金額	① 杉	389 千円	② ひのき	534	③ 松 (とど松、から松及びえぞ松を除く。)	184	樹 種	「標準伐期の標準価額」の金額	① 杉	934 千円	② ひのき	2,028	③ 松 (とど松、から松及びえぞ松を除く。)	346	樹 種	標準価額	① 杉	178 千円	② ひのき	201	③ 松 (とど松、から松及びえぞ松を除く。)	107
樹 種	「補助金相当額」の金額																																										
① 杉	205 千円																																										
② ひのき	258																																										
樹 種	「標準伐期の標準価額」の金額																																										
① 杉	489 千円																																										
② ひのき	819																																										
樹 種	標準価額																																										
① 杉	98 千円																																										
② ひのき	119																																										
樹 種	「補助金相当額」の金額																																										
① 杉	389 千円																																										
② ひのき	534																																										
③ 松 (とど松、から松及びえぞ松を除く。)	184																																										
樹 種	「標準伐期の標準価額」の金額																																										
① 杉	934 千円																																										
② ひのき	2,028																																										
③ 松 (とど松、から松及びえぞ松を除く。)	346																																										
樹 種	標準価額																																										
① 杉	178 千円																																										
② ひのき	201																																										
③ 松 (とど松、から松及びえぞ松を除く。)	107																																										